

平成30年北海道胆振東部地震

被災者のための応急仮設住宅入居者募集案内

平成30年9月

安 平 町

## 応急仮設住宅の入居者の募集について (避難されている方へ)

- 平成30年胆振東部地震により自宅に戻ることができない方に対し、応急仮設住宅の提供をいたしますので、入居者募集のご案内をいたします。
- なお、今回の募集は第1次募集であり、今後、追加募集をする予定でありませことを申し添えます。

### 1 応急仮設住宅

- 応急仮設住宅とは、災害のため自らの住居に住むことができなくなった方に対して、簡易な住居を仮設し、一時的に生活の安定を図ることを目的として建設する住宅です。

### 2 今回（第1次）募集する応急仮設住宅の概要及び募集戸数

#### (1) 住宅の内容

- 世帯人員の目安によって、次の3つのタイプがあります。

タイプ	世帯人員の目安	間取り	床面積
1DKタイプ	1人	台所+居間 (4.5帖)	約20㎡
2DKタイプ	2人	台所+居間 (4.5帖)、洋室 (4.5帖)	約30㎡
3Kタイプ	3人以上	台所+居間 (6帖)、洋室① (4.5帖)、洋室② (4.5帖)	約40㎡

#### (2) 地区及び募集戸数

地区名	タイプ	募集戸数
安平町追分地区 (追分白樺1丁目201番、203番)	1DKタイプ	1
	2DKタイプ	3
	3Kタイプ	4
	計	8
安平町早来地区 (早来北進80番2)	1DKタイプ	3
	2DKタイプ	4
	3Kタイプ	5
	計	12
安平町 (第1次) 合計		20

### 3 入居できる期間

- 入居後2年以内となります。

### 4 費用負担

- 家賃は無料です。
- 電気、ガス、水道等の使用料及び共益費は入居者の負担です。
- この住宅の修繕に要する費用のうち、ガラスの破損などの軽微な修繕、電球その他付属設備で構造上重要ではない部分の修繕は、入居者負担となります。

### 5 申込条件

- (1) 平成30年北海道胆振東部地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成30年9月6日）において、北海道に住所を有する方。
- (2) 住居の「全壊」又は「大規模半壊」により、居住する住宅がない方。  
なお、住家の被害が、「半壊」の『罹災証明』が出された（出される）方（※現在、安平町の全戸において住家被害認定の調査中）につきましても、住宅としての再利用ができず、自ら住み続けることが困難な程度の傷みがある場合などは、応急仮設住宅への入居が可能な場合があります。
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方。
- (5) 北海道被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の関係者ではない方。

### 6 入居申込

- 応急仮設住宅に入居希望の方は、別紙「応急仮設住宅等仮申込書」を次の期日までに提出してください。（1世帯1部）
- なお、希望する応急仮設住宅等については、第2希望まで記入できます。
- 入居タイプについては、世帯人員等を考慮して、町において調整しますのでご了承願います。

#### (1) 仮申込書受付期間

平成30年~~9~~月 3日（~~水~~）～10月 7日（日）  
9 30 日

#### (2) 仮申込書提出場所

安平町保健センター（安平町早来大町95番地）  
安平町総合支所（安平町追分中央1番地60）

### 7 入居予定者の決定等

- 入居予定者の決定については、安平町で選考の上、決定し、結果を入居申込者へ10月末までに、お知らせする予定です。
- 決定通知後、入居予定者は、順次、総合庁舎又は総合支所で申込み手続きをしてください。

8 入居時期

- 平成30年10月末以降を予定しています。

# 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）制度概要

## 1. 入居対象者（いずれにも該当）

- (1) 平成30年北海道胆振東部地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成30年9月6日）において、北海道に住所を有する方
- (2) 当該災害により次の要件のいずれかを満たす方
  - ア 住宅が全壊、全焼又は流失した方
  - イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
  - ウ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず、自らの住宅に居住できない方
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

## 2. 借上げ住宅の要件（いずれにも該当）

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- (3) 家賃が1か月あたり、次のとおりであるもの

1世帯あたりの人数	1か月あたりの家賃 （※1 共益費を含む。）
1人	70,000円以下
2～4人	93,000円以下
5人以上	111,000円以下

※1 ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

## 3. 費用負担

- (1) 北海道の負担
  - ア 家賃（上記2の（3）のとおり）
  - イ 礼金（家賃の1か月分以内）
  - ウ 退去修繕負担金（家賃の2か月分以内）  
※ 物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。
  - エ 仲介手数料（家賃の0.54か月分以内）
  - オ 火災保険等損害保険料（※ 北海道が保険に加入します。）

(2) 入居者の負担

ア 光熱水費、自治会費、駐車場使用料など上記(1)以外の費用

イ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記3のウで賄えなかった場合の不足額

#### 4. 入居期間

入居日から2年以内

#### 5. 提出書類

- (1) 申込書(様式第1号)
- (2) 概要書(様式第1号の2)
- (3) 同意書(様式第1号の2・別紙) ※ 貸主が記入
- (4) 同意書(様式第3号)
- (5) 誓約書(様式第4号)
- (6) 住民票(入居者全員分)
- (7) り災証明書 ※ 上記1の(2)のア又はウに該当する場合に提出
- (8) 確認書(様式5) ※ り災証明書の発行が間に合わない場合に提出
- (9) チェックリスト ※ 提出書類に不備がないか確認してください。

#### 6. 提出先

※上記5の書類提出前に仮申込書の提出が必要です。

町の担当窓口までご提出ください。

- ・安平町保健センター(安平町早来大町95番地)
- ・安平町総合支所(安平町追分中央1番地60)

【上記5の提出先】

- ・安平町総合庁舎(安平町早来大町95番地)
- ・安平町総合支所(安平町追分中央1番地60)

【制度全般に関する問い合わせ先】

北海道保健福祉部総務課政策調整グループ

011-231-4111(内線:25-127、25-128)

# 公営住宅（一時使用）の入居者の募集について

平成30年北海道胆振東部地震により自宅に戻ることができない方に対し、現在空き家となっている公営住宅を提供しますので、入居募集のご案内をいたします。

なお、今回の公営住宅の募集については、地方自治法238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可として、一時的な入居となることをご了承ください。

## 1. 募集住宅

後日、各庁舎及び各避難所に掲示します。

## 2. 入居できる期間

最長1年間ですが、3ヶ月毎に更新となります。

## 3. 費用負担

家賃（駐車場使用料、共益費を含む。）は無料ですが、光熱水費は入居者の負担です。

## 4. 申込条件

申込は、次の全てに該当する方となります。

- (1) 平成30年9月6日時点において、安平町に住所を有する方。
- (2) リ災証明書の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「半壊」とされた方。
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方。
- (5) 北海道被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の関係者ではない方。
- (7) ペットを飼育していない方。

## 5. 入居申込

入居希望の方は、別紙「応急仮設住宅等仮申込書」を提出してください。

### (1) 仮申込受付期間

平成30年~~10~~<sup>9</sup>月~~9~~<sup>30</sup>日（~~水~~日）～10月7日（日）

### (2) 仮申込提出場所

安平町保健センター（安平町早来大町95番地）

安平町役場総合支所（安平町追分中央1番地60）

## 6. 入居予定者の決定等

入居予定者の決定については、安平町応急仮設住宅等入居者選考基準に基づき、優先選定順の①の方から選んでいただきますが、複数の希望があった場合は抽選となります。結果につきましては、10月末までにお知らせする予定です。

### (1) 抽選日

平成30年10月9日(火)～

### (2) 抽選場所

個別にご連絡します。

## 7. 入居手続き

入居が決まった方は次の書類を持参のうえ、手続きをして下さい。

### (1) 提出書類

- ① 一時使用許可申請書
- ② 誓約書
- ③ リ災証明書

### (2) 手続場所

安平町役場総合庁舎(安平町早来大町95番地)

安平町役場総合支所(安平町追分中央1番地60)

## 8. その他

公営住宅内の共用部や駐車場付近の草刈及び除雪は、入居者で協力して実施してください。

お問い合わせ先

建設課施設グループ(0145-22-2516)



## 安平町応急仮設住宅等入居者選考基準

### 1 選定する者

入居者の選定は当町が行い、決定する。なお、安平町民を優先し、決定する。

### 2 選定順及び選定方法

選定の順は全壊、大規模半壊、半壊とし、抽選等の公正な方法により行う。

### 3 選定における配慮

選定は、各世帯における住家被害の状況及び収入状況（被災後の収入状況を含む。）に配慮する。

### 4 優先的な選定における配慮

選定の際には、以下に該当する世帯については、優先的な選定を行うなど、できる限り配慮を行う。

なお、優先選定順の詳細については、下記の点線枠内に示す。

- (1) 高齢者のいる世帯（要介護認定、75歳以上）。
- (2) 障がい児・者のいる世帯（障害種別、障害程度）。
- (3) ひとり親世帯（児童数、児童の年齢）。
- (4) 病气療養中の者がいる世帯（通院程度、傷病）。
- (5) 乳幼児や妊婦のいる世帯。
- (6) その他、特別な事情があると町長が認めた世帯。

### 5 その他

- ・従前のコミュニティ単位による入居について、必要に応じ検討する。
- ・就業、就学の利便等について配慮する。
- ・自治会運営等を考慮し、高齢者世帯のみの団地にならないよう、注意する。

#### 【優先選定順】

- ① 以下の5項目のいずれかを満たす世帯。
  - ・75歳以上の高齢者だけで構成される世帯。
  - ・要介護3以上の認定を受けている者がいる世帯。
  - ・身体障害者手帳1級又は2級を所持している者で、かつ障害種別が視覚障害又は肢体不自由の者がいる世帯。
  - ・療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者がいる世帯。
  - ・病气療養中の者がいて、介護が必要と町長が認める世帯。
- ② 3歳未満の乳幼児又は妊婦がいる世帯。
- ③ ①に含まれない障がい児・者がいる世帯。
- ④ 75歳以上の高齢者がいる世帯。
- ⑤ 中学生以下の子どもが3人以上いる世帯。
- ⑥ 小学生以下の子どもがいるひとり親世帯。
- ⑦ 小学生以下の子どもがいる世帯。

## 応急仮設住宅等 仮申込書

平成30年 月 日

(ふりがな)			日中に連絡のとれる電話番号			
世帯主名						
被災時住所	安平町					
連絡先(避難先)住所	( 様方)					
世帯状況	姓 名	生年月日	年齢	続柄	要介護又は障害の有無	要介護程度・障害の種別・等級
		年 月 日			有・無	
		年 月 日			有・無	
		年 月 日			有・無	
		年 月 日			有・無	
		年 月 日			有・無	
被害の程度	全壊・大規模半壊・半壊 ( 詳細 : )					
住家の状況	自家・借家・その他 ( )					
入居希望住宅 ※第一希望、第二希望を○で囲む	第一希望	応急仮設住宅	民間賃貸住宅	公営住宅 ( )		
	第二希望	応急仮設住宅	民間賃貸住宅	公営住宅		
入居希望地区 ※入居希望地区を○で囲む	早来地区	追分地区				
備 考	※民間賃貸住宅を利用する場合、仮設住宅等に入居できない理由 (例: 妊産婦、乳幼児、介護等、病気、その他)					

※安平町審査欄

項目	確認内容	確認欄 ※○か×を記入
資力状況	自らの資力をもって住宅を確保できる	
災害救助法に基づく住宅応急修理制度の利用	制度を利用している	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員	暴力団員の関係者ではない	

優先選定順